

第 29 号議案

損害賠償の額を定め、和解することについて

次のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求める。

- 1 相手方 上尾市大字上 238 番地 1
株式会社スマイルランド
代表取締役 渡邊 一矢

2 事故の概要

令和 2 年 6 月 9 日午後 3 時 53 分頃、桶川市寿二丁目 15 番 21 号のガソリンスタンドにおいて、市有車の給油を行い店舗から出るため後退したところ、相手方所有の車両の側面と接触し、ボンネット及びバンパーを破損させたものである。

3 損害賠償額及び和解条項

(1) 損害賠償額

金 2,066,375 円

- (2) 相手方は、市に対し、本件に関する自動車事故について、上記金額の支払以外は、いかなる損害賠償も請求しない。

令和 3 年 6 月 9 日提出

桶川市長 小野 克典

提 案 理 由

自動車事故による損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、この案を提出するものである。